

下級裁判所裁判官指名諮問委員会札幌地域委員会（第26回）議事概要

平成23年3月1日実施（札幌地域委員会庶務）

1 日時 3月1日午後3時30分（午後4時00分閉会）

2 場所 札幌高等裁判所5階中会議室

3 出席者

（委員長）齋藤隆

（委員）市川茂樹（弁護士），宇井稔（地検検事正）

長井敬子（元人権擁護委員），松久三四彦（大学教授）

（庶務）末神札幌高裁総務課長，堤札幌高裁総務課課長補佐

（説明者）鈴木札幌高裁事務局長

4 議題

（1）報告

（2）協議

平成23年10月から平成24年1月までの間の再任（判事任命）候補者に関する情報収集の在り方について

5 議事

（1）報告

庶務から，平成22年11月11日に開催された第25回札幌地域委員会の議事概要が確定したことが報告された。

（2）協議

庶務から，平成23年10月から平成24年1月までの間の裁判官指名候補者について，2月23日付けで送付のあった指名候補者の名簿等が提示され，情報収集に関する指名諮問委員会からの指示内容が報告された。

協議の結果，

ア 当地域委員会に関する再任（判事任命）候補者についての情報収集につい

ては、指名候補者が所属する裁判所に対応する検察庁及び弁護士会の長宛てに、審議資料として示された周知依頼文案（審議資料１から６まで）の書面を送付して、情報の提供を依頼することとされた。また、札幌地家裁に対応する周知先への周知依頼文案（審議資料１及び２）に添付する「裁判官指名候補者名簿」については、これまでと同様、配属部及び在職期間を付記することとされた。

イ 情報提供があった場合、各委員は庶務から連絡を受け、随時、閲覧することとなった。

ウ 提供された情報に関する補充調査の必要性の有無、調査方法及び委員会招集の要否については、委員長と委員長代理とが協議して決めること、また、提供された情報を閲覧した委員からの要請がある場合には委員会を招集することが確認された。

### （３）次回開催予定

第２７回の開催日時は追って調整することとされた。

平成 2 3 年 3 月 日

札幌地方検察庁検事正 殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

札幌地域委員会地域委員長 齋 藤 隆

裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について（依頼）

貴庁に対応する裁判所所属の平成 2 3 年 1 0 月から平成 2 4 年 1 月までの間の再任（判事任命）を希望する者（以下「指名候補者」という。）は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

については、貴庁所属の検察官に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の方法により当委員会が受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

記

1 情報の受付期間

平成 2 3 年 5 月 1 3 日（金）まで（ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。）

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報（具体的な事実）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当委員会の庶務を担当する札幌高等裁判所事務局総務課長に対し郵送（親展表示）又は持参する方法による。

（「裁判官指名候補者名簿（イメージ）」添付）

裁判官指名候補者名簿(イメージ)

任命予定官名	現官職又は所属弁護士会	氏名	期	備考
判事	地判事			H22.04.01～, 地民事部

平成 23 年 3 月 日

札幌弁護士会会長 殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

札幌地域委員会地域委員長 齋 藤 隆

裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について（依頼）

貴会に対応する裁判所所属の平成 23 年 10 月から平成 24 年 1 月までの間の再任（判事任命）を希望する者（以下「指名候補者」という。）は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

ついては、貴会所属の弁護士に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の方法により当委員会が受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

なお、指名諮問委員会の協議において、裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーに配慮するという観点に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当でなく、各弁護士が直接、情報を地域委員会に提供すべきであること、特に、段階評価式アンケートによる情報収集は相当でないことが確認されていますのでその旨申し添えます。

記

1 情報の受付期間

平成 23 年 5 月 13 日（金）まで（ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。）

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報（具体的な事実）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当委員会の庶務を担当する札幌

高等裁判所事務局総務課長に対し郵送（親展表示）又は持参する方法による。

（「裁判官指名候補者名簿」添付省略）

平成23年3月 日

函館地方検察庁検事正 殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

札幌地域委員会地域委員長 齋 藤 隆

裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について（依頼）

貴庁に対応する裁判所所属の平成23年10月から平成24年1月までの間の再任（判事任命）を希望する者（以下「指名候補者」という。）は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

については、貴庁所属の検察官に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の方法により当委員会が受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

記

1 情報の受付期間

平成23年5月13日（金）まで（ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。）

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報（具体的な事実）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当委員会の庶務を担当する札幌高等裁判所事務局総務課長に対し郵送（親展表示）又は持参する方法による。

（「裁判官指名候補者名簿」添付省略）

平成 23 年 3 月 日

函館弁護士会会長 殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

札幌地域委員会地域委員長 齋 藤 隆

裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について（依頼）

貴会に対応する裁判所所属の平成 23 年 10 月から平成 24 年 1 月までの間の再任（判事任命）を希望する者（以下「指名候補者」という。）は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

ついては、貴会所属の弁護士に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の方法により当委員会が受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

なお、指名諮問委員会の協議において、裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーに配慮するという観点に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当でなく、各弁護士が直接、情報を地域委員会に提供すべきであること、特に、段階評価式アンケートによる情報収集は相当でないことが確認されていますのでその旨申し添えます。

記

1 情報の受付期間

平成 23 年 5 月 13 日（金）まで（ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。）

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報（具体的な事実）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当委員会の庶務を担当する札幌

高等裁判所事務局総務課長に対し郵送（親展表示）又は持参する方法による。

**（「裁判官指名候補者名簿」添付省略）**

平成 23 年 3 月 日

釧路地方検察庁検事正 殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

札幌地域委員会地域委員長 齋 藤 隆

裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について（依頼）

貴庁に対応する裁判所所属の平成 23 年 10 月から平成 24 年 1 月までの間の再任（判事任命）を希望する者（以下「指名候補者」という。）は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

については、貴庁所属の検察官に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の方法により当委員会が受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

記

1 情報の受付期間

平成 23 年 5 月 13 日（金）まで（ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。）

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報（具体的な事実）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当委員会の庶務を担当する札幌高等裁判所事務局総務課長に対し郵送（親展表示）又は持参する方法による。

（「裁判官指名候補者名簿」添付省略）

平成 23 年 5 月 日

釧路弁護士会会長 殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

札幌地域委員会地域委員長 齋 藤 隆

裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について（依頼）

貴会に対応する裁判所所属の平成 23 年 10 月から平成 24 年 1 月までの間の再任（判事任命）を希望する者（以下「指名候補者」という。）は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

ついては、貴会所属の弁護士に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の方法により当委員会が受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

なお、指名諮問委員会の協議において、裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーに配慮するという観点に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当でなく、各弁護士が直接、情報を地域委員会に提供すべきであること、特に、段階評価式アンケートによる情報収集は相当でないことが確認されていますのでその旨申し添えます。

記

1 情報の受付期間

平成 23 年 5 月 13 日（金）まで（ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。）

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報（具体的な事実）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当委員会の庶務を担当する札幌

高等裁判所事務局総務課長に対し郵送（親展表示）又は持参する方法による。

**（「裁判官指名候補者名簿」添付省略）**